

県立都市公園のあり方検討会赤穂海浜公園部会 設置要綱

(設置)

第1条 県立都市公園のあり方検討会（以下「検討会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、赤穂海浜公園部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、検討会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、検討会において別に定める事項について検討を行い、経過及び結果を検討会へ報告する。

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は会長の指名する者とする。
- 4 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は部会長の指名により選任する。
- 6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 7 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(専門委員)

第4条 部会に、専門の事項を調査又は協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他部会長が必要と認める者を、部会に諮った上で、部会長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査又は協議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

- 2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。
- 3 部会は、委員の過半数の出席（オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方式をいう。）を利用した会議への出席を含む。以下同じ。）がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 有識者分野を除く委員が、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、部会長の承認を得て、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。この場合において、代理人はあらかじめ部会長に委任状を提出しなければならない。
- 6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- 7 会議は公開とする。

(議事録)

第6条 部会は、次に掲げる事項を掲載した議事録を作成する。

(1)会議の日時及び場所

(2)出席した委員、代理人及び専門委員の氏名

(3)発言した委員、代理人及び専門委員の氏名

(4)議事の内容と要旨

2 議事録は次に掲げる事項を除いて公開とする。

(1)情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項

(2)その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれる部会長が認める事項

(謝金)

第7条 委員又は専門委員が、部会の職務を行うために会議その他の部会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 代理人が、第5条第5項の規定に基づき部会の職務を行うために会議その他の部会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員又は専門委員が、部会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

2 代理人が、第5条第5項の規定に基づき部会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第9条 部会の事務を処理するため、事務局をまちづくり部公園緑地課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関する必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらずまちづくり部公園緑地課長が招集する。

別表（第3条関係）

分野	氏名	所属等
有識者	赤澤 宏樹	兵庫県立大学 教授
	澤田 佳宏	兵庫県立大学大学院 准教授
	山本 浩二	関西福祉大学 准教授
利用者	岩崎 由美子	赤穂市地域活動連絡協議会 会長
	梅本 邦夫	赤穂観光協会 事務局長
	角岡 一頼	御崎地区連合自治会 会長
	浜野 好正	尾崎地区連合自治会 会長
	平田 一典	赤穂市漁業協同組合 参事
行政	明石 一成	赤穂市 産業振興部長
	齊藤 誠	相生市 建設農林部長

謝金等支給要領

第1 謝金

赤穂海浜公園部会の委員又は専門委員が、部会の職務に従事したときは、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和35年4月1日付け条例第24号）に準拠し、1日につき部会長に15,500円、副部会長に13,000円、委員及び専門委員に12,500円の謝金を支給する。

第2 旅費

赤穂海浜公園部会の委員、代理人又は専門委員が、部会の職務を行うために会議に出席し、または旅行したときは、「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年4月1日付け条例第44号）の規定に基づく額を支給する。